

## 平成 28 年度第 2 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所  
平成 28 年 9 月 15 日（木）  
午後 3 時 33 分～午後 4 時 56 分  
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1  
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 7 名
- 5 審議事項  
議案第 26 号 専決処分の承認について【居宅介護支援事業（介護予防支援事業）運営規程の改正】  
議案第 27 号 専決処分の承認について【指定訪問介護事業所運営規程の改正】  
議案第 28 号 専決処分の承認について【指定居宅介護，重度訪問介護事業所運営規程の改正】  
議案第 29 号 専決処分の承認について【調布市国領高齢者在宅サービスセンター（通所介護，介護予防通所介護及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス））運営規程の改正】  
議案第 30 号 専決処分の承認について【嘱託職員等就業規則の改正】  
議案第 31 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について  
議案第 32 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について  
議案第 33 号 衛生管理に関する規程の改正（案）について  
議案第 34 号 介護職員処遇改善加算に関する取扱規程の改正（案）について  
議案第 35 号 平成 28 年度収支補正予算書第 1 号（案）について  
議案第 36 号 平成 28 年度第 2 回臨時評議員会の招集について
- 6 報告事項  
報告第 2 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について（経営状況の報告，今後の事業及び収支の見通しについて）

## 7 会議の過程及びその結果

### (1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し，会議が有効であるとの報告があった。

### (2) 議事録署名人の選任

定款に基づき，議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し，議案の審議に移った。

### (3) 審議事項

ア 議案第 26 号 専決処分の承認について【居宅介護支援事業（介護予防支援事業）運営規程の改正】

事務局より次のように説明があった。

「この改正は，職員の入退職及び異動に伴うもので，7 月 1 日付で入職 1 名，異動 1 名の

2名増員となり、7月末付で1名退職したため、8月1日付で1名の減員となるためである。介護保険法上、変更後10日以内に届出が必要になっており、理事会の承認を得るいとまがないため、理事長の専決処分とした。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

## イ 議案第27号 専決処分の承認について【指定訪問介護事業所運営規程の改正】

本案件は、10月からの介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の開始に伴う改正もあることから、審議の前に概要説明があった。

「調布市高齢者支援室が作成したカラー刷りのパンフレットに沿って説明する。平成27年度の介護保険制度が改正され、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を続けられることを目的に、調布市では、新たに介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を10月から実施することになった。

左上に、「ここが変わります」と書いてあるページ。真ん中の左部分に、ピンク色の要支援1・2の方を対象とした、「予防給付」の中の緑色で表示されている、ホームヘルパーのサービスの訪問介護とデイサービスの通所介護のサービスが、右側の矢印にあるとおり、それぞれ総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」に移行する。しかし、ホームヘルパーのサービスとデイサービスであることには変わりはない。現在、これらのサービスを受けている方は、介護保険要介護認定の更新までは同じサービスが受けられる。

次に、右側の「総合事業 利用までの流れ」のページ。更新後に引き続き要支援で訪問介護や通所介護を希望される方は、ケアマネジャーと相談の上、総合事業のサービスを選択することができる。さらに、要支援の認定を受けていない方でも、10月から地域包括支援センターの基本チェックリストの判定結果でサービスを受けられる。

次に、「総合事業のサービス」と書かれたページ。要支援の方などの総合事業のサービスは、ケアマネジャーがケアプランを作成する中で利用者の日常生活の状況、能力を勘案しサービスを選択していくが、緑色の上の段の「訪問型サービス」では、有資格者のヘルパーによる身体介護、食事や入浴などの介助及び生活援助、買い物や調理などの国基準による訪問型サービスと調布市独自の基準による調布市高齢者家事援助ヘルパーによる生活援助の訪問型サービスに分けられる。また、「通所型サービス」では、これまでの介護予防通所介護と同じサービスの国基準による通所型サービスと調布市独自の基準による長時間、短時間、送迎の有無で4形態に分かれる通所型サービスに移行する。

「相談窓口」と書かれたページ。総合事業では、事業主体は市になる。総合事業の相談は、市の高齢者支援室か市内の地域包括支援センターが受付を行う。ゆうあい福祉公社では、指定訪問介護事業所としてホームヘルプサービスを実施している。また、訪問型サービスの申請に当たり、総合事業の内容を盛り込んだ運営規程の提出が必要なため、専決にて運営規程を改正し、市に提出する。また、公社では、市からの委託で国領高齢者在宅サービスセンターとしてデイサービスを実施しているので、同様に通所型サービスの申請に当たり専決にて運営規程を改正し、市に提出した。」

理事より、「公社では訪問型サービスと通所型サービスを実施していくとの説明があっ

たが、国基準，市基準，両方実施するのか。」との質問があった。事務局より、「ホームヘルパーの訪問型サービスでは、従来と同様、有資格者のヘルパーの国基準サービスと、調布市高齢者家事援助ヘルパーによる市基準のサービスを実施し、市で実施する家事援助ヘルパーの研修修了者を雇用する予定である。家事援助ヘルパーの研修が 11 月からになるので、雇用は、就業規則を整備し、実施はそれ以降になる。デイサービスの通所型サービスも、国基準，市基準，両方実施する。要介護者のデイサービスと要支援者の予防介護，国基準サービスを同じ部屋で一体的に実施し，市基準と介護認定を受けていない方の予防サービスを，同じ部屋で一体的に行う予定である。」との答弁があった。

理事より、「総合事業を実施するために、収入が減ることを想定しているか。」との質問があり，事務局より、「国基準サービスでは，現在の介護報酬と変わらないが，市基準では，単価が 1 割から 2 割下がる。市基準を受ける人数や家事援助ヘルパーの単価によるが，収入減を見込んでいる。」との答弁があった。

理事より、「それに対して，どのような対策を立てる予定か。」との質問があり，事務局より、「国領高齢者在宅サービスセンターでは，一人当たりの面積基準や職員の配置基準があるが，受託事業でもあるので，その範囲内で，できる限り利用者の受け入れを行い，努力をしていきたい。自主事業である訪問介護事業に関しては，利用者の申請状況を見ながら，かつ，収入のバラをとりながら対応していきたい。」との答弁があった。

理事より、「国基準と調布市の独自の基準，通所サービスの場合，一つの部屋ですという説明であったが，公社のやりやすい形で行えばよいということなのか。」との質問があり，事務局より、「法令に定められた基準に合わせて実施しているので，問題ない体制での事業運営となっている。」との答弁があった。

理事より、「あなたは国基準だからとか，あなたは市の基準だからということは，デイサービスを受けている中では一切，考えなくてもよいということか。」との質問があり，事務局より，「その人その人のケアマネジメントの中で決められることになるので，その中で，その人に必要なサービスが該当するという状況になる。」との答弁があった。

理事より，「通常のヘルパーさんと，調布市認定ヘルパーさんは，当然，給与単価は違うのか」との質問があり，事務局より，「サービス単価も変わることから，単価は変わると考えているが，家事援助ヘルパーはまだ養成されていない段階なので，これから基準を整備し対応していく。」との答弁があった。

事務局より次のように説明があった。

「経営改善の一環で，今までサービス提供責任者のほかにコーディネーター（サービス調整役）を配置していたが，業務内容の精査を行い，効率的に稼働できるよう，サービス調整役をサービス提供責任者に移管し，コーディネーター業務を廃止した。あわせて，係体制の変更を行い，コーディネーター 4 名中 2 名をサービス提供責任者とし，2 名を嘱託ヘルパーとした。また，支出抑制及びデイサービス係の欠員補充及び居宅支援係の体制構築のため，7 月 1 日付でサービス提供責任者を 1 名居宅支援係に異動，7 月 1 日付でコーディネーターから嘱託ヘルパーに変更した職員を 8 月 1 日付でデイサービス係に異動したため，事業所の員数が 7 月 1 日付，及び 8 月 1 日付で変更となっている。介

護保険法上、変更後 10 日以内に届出が必要となっており、理事会の承認を得るいとまがないため、理事長の専決処分とした。また、10 月から始まる総合事業開始に伴い、9 月 12 日までに市へ書類提出が必要であったため、総合事業を運営規程に位置づける変更を行い、専決処分とし、事前に市へ提出している。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

**ウ 議案第 28 号 専決処分の承認について【指定居宅介護、重度訪問介護事業所運営規程の改正】**

事務局より次のように説明があった。

「議案第 27 号と同様、経営改善のため、係体制の変更による事業所員数の変更によるため改正した。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

**エ 議案第 29 号 専決処分の承認について【調布市国領高齢者在宅サービスセンター（通所介護、介護予防通所介護及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス））運営規程の改正】**

事務局より次のように説明があった。

「総合事業開始に伴い、運営規定に総合事業を位置づけた変更を行ったため改正した。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

**オ 議案第 30 号 専決処分の承認について【嘱託職員等就業規則の改正】**

事務局より次のように説明があった。

「訪問介護係から職員の配置替えを行った結果、適用する賃金表を新たに追加した。議案書の一番最後のページ、新旧対照表で朱書きのとおり、介護士の賃金表に 3-3、相談職栄養士の賃金表に 4-2 を、それぞれ追加した。単価については、嘱託ヘルパー賃金表 2-1 となっている。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

**カ 議案第 31 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について**

事務局より次のように説明があった。

「本案の改正内容は、3 点である。1 点目は、平成 28 年 10 月 1 日から、東京都における最低賃金が 907 円から 932 円に引上げられることに伴い、公社臨時事務職の単価を 940 円に引き上げること、2 点目は、介護士に支給している介護職員処遇改善加算を処遇改善加算手当として規則に追記すること、3 点目は、所要の改正として年次有給休暇について、その付与並びに取得について適正な文言に改めるものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

**キ 議案第 32 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について**

事務局より次のように説明があった。

「訪問介護事業に携わるホームヘルパーの雇用について、柔軟な働き方及び収支の改善を

図るため改正を行うものである。後ろから4枚目、新旧対照表、第18条で、所定労働時間を1日8時間と定め、時間外勤務手当は8時間を超えてから該当するものとした。次に、事業の中核を担うサービス提供責任者を別に定め、その他のヘルパーについては、固定している勤務に「概ね」を加えることで、仕事量に応じた雇用形態に改める。

第22条では、勤務の指示について、業務指示書の変更は公社、ヘルパー共に、前日まで変更できるものと定めている。第25条では、年次有給休暇について、その付与、取得について適正な文言に改める。3ページ下の(8)休業手当については、予定していた勤務が変更になり他の勤務へ振り替えるなど、勤務調整をした結果、最終的に勤務することができなくなった場合、保障の観点から賃金の60%を支払うものである。(9)は、介護職員処遇改善加算に関する取扱規程により支給している介護職員処遇改善加算を処遇改善加算手当として追記した。

5ページからは別表となり、それぞれに対応するように表等を改めた。」

理事より、「ホームヘルパー就業規則の規程を変えることは、ヘルパー職員の理解を得ているのか。」との質問があり、事務局より、「今回は大きな改正になった。まず、職員労働組合に提案した後、ヘルパー全員を対象に説明会を2回開催した。説明会に出られなかった者についても、個別に3回説明を行った。」との回答があった。

理事より、「説明会ではどういう意見が出たのか。」との質問があり、事務局より、「これまでと違った働き方になることで、勤務日や勤務時間のとり方、有給休暇のとり方がこれまでと違うとのことで、不安があるということ。また、移動時間などの質問もあった。今回、経営改善ということもあり、「概ね」ということに関しては、反対意見はなかった。」との回答があった。

理事より、「就業規則で、「概ね」となると、どんな働き方になるのかという質問はなかったか。」との質問があり、事務局より、「これまで勤務形態が固定化していたことで、働きづらいという声もあった。これからは、働き方としては柔軟に、実際の勤務時間に沿った賃金体系に変えていくこと、さらに、処遇改善の加算金も実働に合わせて、登録ヘルパーを除く全ての職員に支払っていく。」との答弁があった。

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

### ク 議案第33号 衛生管理に関する規程の改正(案)について

事務局より次のように説明があった。

「労働安全衛生法の改正により平成27年12月から労働者が50人以上の事業所を対象に、毎年1回、ストレスチェックを行うことが義務化されたため、その実施について条文を追加すること、あわせて、文言の統一をする。具体的な実施方法については、ストレスチェック制度実施基準に基づき進めていく。」

理事より、「国の基準でストレスチェックが定められることによる、皆さんの締めつけという形にならないようお願いしたい。チェックをする人も、される側も、それ自体がストレスになってはいけなないので、職場の雰囲気、働いている方たちの意見を吸い上げられるような体制が必要で、そういうことも加味してやっていただきたい。」との意見があった。事務局より、「心して職場環境をよくしていきたい。」との答弁があった。

理事より、「ストレスチェックでひっかかった方に対するフォローはどうしているの

か。」との質問があった。事務局より、「検査の結果が個人宛てに送られる中でそういった旨が記載されていた場合、公社としては、産業医の面談を用意している。公社に申し出なくても、ご自身でケアに入られる方もおられる。実施基準のとおり、同意をいただき、公社として産業医との面談を設定していく。」との答弁があった。

理事より、「チェック表と産業医とをつなぐのは、誰が介在するのか」との質問があった。事務局より、「職員にはやる義務はないので、個人にそれを配り、委託事業者に全部任せている。申し出は総務課のほうにいただいてから、医師との面談という形になる。」との答弁があった。

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### ケ 議案第 34 号 介護職員処遇改善加算に関する取扱規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「訪問介護及びデイサービスの介護職員を対象に支給している介護職員処遇改善加算について、支給対象者、支給方法、支給額等を改めるものである。まず、支給対象者はこれまで、月の勤務日数が 16 日以上のもので、登録ヘルパーを除く全ての介護職員とし、幅広く配賦すること。また、支給方法は、年 3 回のボーナスの支給時にあわせて支給していたものを、勤務実績に基づき、毎月支給することに改めた。支給額については、27 年度の実績から試算した結果、国領高齢者在宅サービスセンターに勤務する介護職員は 1 日 600 円、デイサービスぷちぼあんに勤務する職員は 1 日 1,300 円、訪問介護のヘルパー職員は、移動を含む実働時間に対して、1 時間当たり 150 円とし、サービス提供責任者については、月額として月 20 日、1 日 8 時間勤務する者は 1 万 6,000 円、月 20 日、1 日 6 時間勤務する者は 1 万 2,000 円としている。なお、この制度は介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的としているため、最終的には加算で得た総額と支給総額を比べ、加算で得た額が上回れば未支給分として 6 月に配賦する。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### コ 議案第 35 号 平成 28 年度収支補正予算書第 1 号（案）について

事務局より次のように説明があった。

「平成 27 年度決算により、次期繰越収支差額が確定したことに伴い、平成 28 年度収支予算へ反映させるための補正予算である。3 ページ、補正前の当初予算として収入が 6 億 824 万 8,000 円、支出が 6 億 1,156 万 7,000 円、その結果、当期収支差額は、マイナス 331 万 9,000 円。これに、繰越金を同額充当した予算となっている。平成 27 年度の決算により、次期繰越収支差額が 3,327 万 2,996 円に確定したため、補正額としては 2,995 万 4,000 円である。現時点では、マイナス予算の解消には至らず、引続き収支の改善に努める。1 ページは正味財産増減計算書、2 ページは事業別に集約したものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### (4) 報告事項

## ア 報告第 2 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について（経営状況の報告、今後の事業及び収支の見通しについて）

事務局より次のように報告があった。

「議案第 36 号「平成 28 年度第 2 回臨時評議員会の開催について」は、報告事項の後に説明する。」

### 『平成 28 年度上半期の業務執行状況』

「平成 28 年度は、法人運営においては、経営改善に向けた取組、運営体制の強化・整備、公社の将来ビジョンの検討を、事業面では、総合事業への取組、支え合いの地域づくりに向けた取組、認知症当事者と家族介護者支援等の推進を柱として取り組んでいる。特に、経営改善・収支改善に向けた取組は、公社の今後を左右する最重要課題であり、緊急に全力で取り組むべき事項として進めている。

現状の主な取組内容を説明する。（資料 2 参照）

1 枚目。収入においては、訪問介護事業所加算であるが、加算を受けている事業所は、ご利用のポイントが少し高いので、取り下げることにより利用者増につながる可能性もあると判断し取り下げたこと、利用者の入院等による減収などがある。特定事業所加算については、今年度の利用状況や国の社会福祉制度の変更を見ながら、次年度以降の取得について検討していきたい。一方、広報や市民等への働きかけにより、寄附金収入や研修の講師料が、若干、当初予算を上回る結果となっている。今後も働きかけていくとともに、視察や研修生を積極的に受け入れ、人材育成に努めるとともに、少しでも収入を確保できるよう努めていく。また、訪問介護支援事業から居宅介護支援事業への人事異動や欠員補充により居宅支援系の体制を整えることにより、今後、収入増を図っていく予定である。差し引き 653 万 1,000 円の減収見込みとなっている。

支出の改善については、全職員を対象に賞与、ボーナスの一部削減を行なったことにより、3 事業で 637 万 7,000 円の削減を行ったほか、訪問介護係から居宅支援係やデイサービス係への人事異動により、効果的な配置を行ったことなどにより、835 万 2,000 円、訪問介護事業における研修や記録時間の効率化に取り組み、138 万円、デイサービスふちぼあんの送迎サービスを委託から自主送迎に変えたことなど、合計で 2,046 万 4,000 円の削減を見込んでいる。差し引き 1,393 万 3,000 円の改善効果額を見込んでいる。

以上の改善策を踏まえ、実績及び今後の見込みについて各事業ごとに表したものが、後ろのカラーのグラフの表である。三つの自主事業ごとに、今年度 7 月までの実績及び 8 月以降の見通しの収支を折れ線グラフで、昨年度の実績を棒グラフで表した。

1 枚目のグラフは、障害者訪問介護・軽度生活援助見守り事業を含む訪問介護事業であるが、6 月と 12 月は賞与の削減と効果的な人員配置により、支出が昨年度と比較して大きく減額となっている。また、ホームヘルパー職員の給料体系については、10 月から固定給だったものを変動制にする。効果額は、これからの実施で、未知数部分ではあるが、今後、事業量に応じた体制とすることが可能となる。収入に応じた支出へ変換し、収支の均衡を図っていく。

2 枚目は、居宅介護支援事業である。賞与の削減はあるが、人員体制を整えたことにより人件費は増えたので、特に前半は赤字状態ではあるが、後半は職員の育成が進むことにより整えた体制が機能し、担当件数が増え収入増となり、収支の改善を図っていくこ

とができる見込んでいます。

3 枚目、デイサービスぶちぼあん事業は、4 月から送迎事業について、委託から自主送迎にした。これは当初予算にもう既に織り込み済みであったが、賞与の削減もあり、昨年度同様の収入が確保できれば収支の均衡は図れると見込んでいる。

以上の結果、資料 1、表面の左側、2 の財務状況のとおり、決算見込み額における収支差額は、表の網かけ部分、165 万 6,147 円のマイナスとなっている。赤字の全面解消には至らないが、昨年度と比べ 646 万 6,703 円の改善を図る見込みである。今後については、今年度の取組を検証しながら、29 年度・30 年度の健全経営計画をつくり、安定した運営ができるように努めていきたい。」

#### 『運営体制の強化』

「職員の育成においては、先日、理事・監事・評議員への事業説明会に職員も参加し、公社の成り立ちや役割を勉強するなど、さまざまな研修による育成と公社の将来ビジョンの検討がある。事務局職員、係長職・主任職によるプロジェクトチームをつくり、ゆうあいが今後担うべき役割を中心に検討している。この作業は、自分たちで考え、プロパー職員主体の運営ができるような人材育成につながっていくものと考えている。」

#### 『公社の将来ビジョンの検討』（資料 1 裏面参照）

「プロジェクトチーム検討内容を管理職と職員で検討しながら、ビジョンの策定を進めている。まだビジョン策定の途中であるため、現在考えている柱について説明する。

地域にとって必要とされ、継続した運営ができるゆうあい福祉公社としていくために、重点目標 1 は、「公社の将来を見通したビジョンの確立」である。公社の役割を明確にし、安定して運営ができる基盤体制の強化が必要である。プロジェクトチームにより、公社の存在意義や強み・弱みを確認し、住民参加型事業や介護保険事業など、機能別に事業のあり方を検討している。その中間報告を踏まえながら、今年度後半に公社の将来像を固め、その将来像を実現していくために、現在行っている事業を継続していくべきか、継続するには今のやり方でよいのか、新たな役割として必要な事業はないのかなど、各事業を精査し、将来ビジョンを確立していく。

重点目標 2 は、「住民参加を核としたインフォーマル事業の拡充」である。公社が設立以来実施している有償在宅サービスは、総合事業の開始などにより益々重要な事業になってくる。これまで実施してきた住民参加型事業を更に充実させるとともに、新たなニーズに合わせた事業展開を図っていくことが必要である。

重点目標 3 は、今後ますます増えていく認知症高齢者や家族等の支援を強化し、地域での見守りができる体制づくりを進めていくこと。

重点目標 4 は、「地域の福祉人材の発掘・育成」である。公社での活動や研修などによる人材の育成、地域での助け合いの取組は、今後ますます重要になるので、重点事項として取り組んでいくことが必要である。

重点目標 5 として、公社職員の育成・確保も重要である。各事業を一生懸命に実施するだけでなく、公社全体を俯瞰的に見て将来ビジョンを描き、実現することが求められる。今回のプロジェクトチームの取組は、育成のための一つでもあると考えている。

重点目標 6 として、公社は福祉サービスの先駆的役割を担っていくことが必要である。新たに必要とされる福祉サービスの調査・検討、実践のモデルケースを担うことにより、

公益法人としての役割を果たしていくこと。そのために、調査・研究や公社が目指すべき役割の検討・振り返りなどを専門に行うチームをつくりたい。

以上6点が、今後のゆうあい福祉公社が求められ、より充実させていくべき事項と考えている。この考え方を柱として、具体的な事業のあり方も含め、公社の将来ビジョンの検討を進めていきたい。」

『事業運営について』（資料3参照）

「平成28年度事業計画のうち、4月～8月の業務執行状況を報告する。

初めに、総合事業への取り組みについて。

本年10月から開始を予定している、調布市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、公社として、受託している調布市国領高齢者在宅サービスセンターの事業においても、自主事業である訪問介護事業においても、事業実施に向けて準備を進めているところである。デイサービス、訪問介護の二つの事業の運営規程について、本日、承認をいただき、専決処分により改定をし、調布市総合事業の受入態勢を整えるとともに、8月に、調布市に対して事業者指定の申請を行い、9月8日に事業者指定の決定をいただいた。今後、10月以降、順次受け入れを行って行く予定である。

次に、支え合いの地域づくりに向けた取組。いわゆる生活支援体制整備事業の進捗状況について。

平成27年度から開始した本事業は、本年の6月・7月と2回、協議体を実施した。第1回協議体では、「協議体」が目指す助け合いの仕組み・取組を、より具体化するためのワークショップを実施した。その中で、排水溝のチェックや雪かきなど、改めて自分が日頃地域の中で取り組んでいることに着目し、些細なことでも人の役に立てること、担い手になるハードルは実は低いことがわかった。このような普及啓発をしていくための学習会を、今年度、実施する予定である。

平成28年8月5日に、あくろすホールにて、「活力ある社会は地域が主役」をテーマに講演会を開催した。市内で支え合いの居場所づくりをされている3名の方より実践報告があった。56名の参加があり、参加された方から、自分も同じような取組をしてみたいという、意欲的な発言が聞かれた。

生活支援コーディネーター活動は2年目を迎えており、訪問・相談の機会も増えている。ゆうあい福祉公社の協力会員でもある方が、親の介護のために改築した自宅を地域のために活かし、コミュニティカフェを実施してみたいとのご相談を受けた。生活支援コーディネーターが後方支援を行い、初めて9月9日にご自宅において開催した。今後も、コーディネーターによる支援を行っていく。

次に、実施事業のうち、4月～7月の住民参加型サービスの実績報告であるが、ホームヘルプサービスは回数・時間ともに減少傾向にある。新規ケースの増加が少ないこと、ホームヘルプサービスへの相談件数が減少していることが要因となっている。今後は、ソーシャルワーカーによる広報活動及びニーズ把握を行うことにより、相談件数の増加に努める。

また、食事サービスについては、月間で300食程度増加し、その要因は、新規利用者の利用回数増によるものである。高齢者の夫婦のみの世帯や単身世帯の食数が増加している。この様子では年間5万食を超えることとなり、前年度より3,000食程度増加し、高

い実績が予測される。

ちょこっとさんは、相談・実施件数も増加傾向にあり、相談数で前年比 25%、10 件の増、利用件数で 10%、4 件の増であった。

登録ボランティアも、昨年より 7 名増加して 99 名となっている。

最後に、認知症当事者と家族介護者支援の推進についてである。

先ほどご説明したように、協力会員のお一人が、自宅を開放したコミュニティカフェを開催されるに至った。これは、毎月開催している「だれでもカフェ（認知症カフェ）」でボランティアとして得た経験を生かして実施されたものである。また、平成 28 年度のだれでもカフェは、多世代交流を意識した「たけぼっくりを作ろう」「ポッチャで遊ぼう」との企画で、子どもたちと高齢者の交流を図った。親子連れも含め、いずれも 10 名ほどのお子さんの参加があり、子どもたちの笑顔が雰囲気をもたせていた。

また、平成 25 年度から毎年発行している、調布市認知症高齢者等を介護する家族支援マップは、8 月に新たに地域連携型認知症疾患医療センターの情報を追加更新して、これまで新聞折り込みであったものを全戸配布により、11 万 7,000 部を配布し、当事者や家族の利便性の向上に努めた。

地域包括支援センター係では、認知症地域支援推進員の調布市主催の会議が始まり、認知症当事者とその家族への支援に向けて、医療と介護の連携や相談支援の充実に努めた。」

『平成 28 年度 4 月～7 月までの収支状況について』（資料 4 参照）

「1 ページ、収支執行状況の概要である。収入予算額 A の 6 億 824 万 8,000 円に対して、執行額 B が 2 億 3,894 万 9,753 円、執行率にして 39.3%、支出は 6 億 1,156 万 7,000 円に対して、執行額が 1 億 6,909 万 6,726 円、執行率は 27.6%となっている。下の表は収入、支出に分け、青色を予算額、赤色を執行額としている。

2 ページは、収入の内訳である。グラフからもわかるように、予算の大きなものとしては、現在、全力を挙げて収支改善に取り組んでいる介護保険事業収入、国領高齢者在宅サービスセンターを初めとする 5 本ある受託事業収入、住民参加型事業及び公社運営管理にかかる補助金収入となっている。赤色の執行額については、介護保険事業収入は、制度上、介護報酬はサービス提供月の 2 カ月後に支払われるため、執行が低くなっている。一方、受託事業収入と補助金収入は、入金時期が契約等に定められ、定期的に入金されている。

3 ページは、支出の内訳である。大きなものとして、住民参加型事業に関わる事業費人件費、有償ボランティアによる有償福祉サービス事業費、介護保険事業の訪問介護事業費、受託事業の在宅サービスセンター事業費、公社運営管理に関わる管理費人件費である。執行率としては、今年度はボーナスの削減等を行った結果、昨年に比べ 2.2 ポイント抑制されている。

4 ページは、事業別に集約した収支計算書である。1 概要の上段、補助事業等の収入計から支出計を差し引いた収支差額は 3,839 万 7,127 円となっている。その下の受託事業の収支差額についても、4,779 万 2,540 円となっている。自主事業の介護保険事業は、収入が 2 カ月遅れていることもあり、収支差額はマイナス 1,763 万 2,730 円となっている。その他収入を加えた 7 月末現在の収支差額は 6,985 万 3,027 円となっている。

2 事業別については、事業ごとの収支となる。

8 ページは、自主事業の収支執行額前年度対比である。各事業の収支差額はマイナスであるが、現在、収支改善に取り組んでいる結果、昨年同時期との対比では、収入が 87 万円余増加し、支出では 581 万円余減少している。この結果、668 万円余が解消されている状況である。

9 ページは、7 月末現在の貸借対照表である。平成 28 年 3 月末からの資産、負債の変動になるが、主な科目の増減内容を説明する。

まず、資産の部、1 流動資産の未収金については、介護報酬が 2 カ月後に支払われるため、2 月、3 月のサービス提供分を 3 月末に未収金として計上していたものが、今年度に入り、入金されたことにより減少したものである。2 固定資産については、変動はない。

負債の部、1 流動負債の未払金は、主に非常勤職員の人件費である。労働が提供された月の翌月 20 日に支給することから、3 月の労働提供分について、3 月末に未払金として計上していたが、今年度に入り、これらを支払ったことにより減少したものである。

調布市預り金については、前年度の補助金、委託金の精算金を 5 月に返還したことによるものである。

10 ページの負債及び正味財産合計は 4 億 4,865 万 8,139 円で、資産合計と貸借は一致している。

11 ページは、一般的には損益計算書に当たるものになるが、正味財産増減計算書になる。最下段の経常収益は 2 億 3,894 万 9,753 円から、12 ページ最下段の経常費用計 1 億 6,909 万 6,726 円を差し引いて、13 ページの上段、当期経常増減額は 6,985 万 3,027 円となっている。これに、一般正味財産期首残高を加えた 7 月末現在の一般正味財産期末残高は 1 億 3,342 万 6,249 円となり、基本財産である 3 億円を加えた正味財産期末残高は 4 億 3,342 万 6,249 円となっている。

14 ページは、正味財産増減計算書を公益目的事業会計と法人会計に分けた内訳表である。

17 ページは、収支計算書（節科目集計）である。こちらは、各事業等の予算を執行する単位である節科目別に集約したものである。」

#### 『監査結果報告』

「平成 28 年 9 月 2 日、調布市市民プラザ「あくろす」において、平成 28 年 4 月～7 月の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、その他関係する帳票類について監査を受け、会計処理が適正に執行されていることが確認された。」

報告について、了承された。

#### サ 議案第 36 号 平成 28 年度第 2 回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会の開催は、定款第 17 条の規定において、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する、となっており、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づき理事長が招集することになっている。

例年は、5 月に前年度の事業報告並びに収支決算をご審議いただく定時評議員会と、3

月に次年度の事業計画及び収支予算を説明するための臨時評議員会を開催していた。今年度は、公社の運営について、経営改善に関する取り組みと、その結果及び見込みについて、評議員会において報告するために、臨時の評議員会の開催をお願いするものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

以上で、本日の案件について全て終了した。